

平成30年度第7回南関町農業委員会会議録

平成30年10月10日(水)
午前9時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 5番 原 靖 君
 - 6番 山本精武君
5. 議 事
 - 第23号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第24号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第25号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

| | |
|-------------|-------------|
| 会長 松本 泰典 君 | 副会長 竹島 久利 君 |
| 1番 松本 泰典 君 | 2番 荒木 勝治 君 |
| 3番 釘崎 眞貴子 君 | 4番 矢野 房幸 君 |
| 5番 原 靖 君 | 6番 山本 精武 君 |
| 7番 荒木 茂 君 | 8番 田崎 芳憲 君 |
| 9番 北原 照代 君 | |

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 東田 彰夫 君

書 記 上 田 賢 君

平成30年度第7回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 礼。時間がまいりましたので、ただいまから平成30年度第7回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（東田 彰夫君） 本日は、委員の皆様、全員ご出席でございますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは農業委員憲章朗読を10番、竹島委員さん、よろしくをお願いします。

○10番（竹島 久利君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたりまして、会長挨拶をお願いします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） おはようございます。

お忙しい中、ご苦労さんでございます。心配しました台風もですね、大したことなく過ぎ去ったわけでございます。いよいよ稲刈り本番ということでですね、皆さん方には大変ご苦労されているかと思えます。早めにですね、今日は切り上げて、また昼から雨といいよりますのでですね、頑張っていきたいと思えます。

先日ですね、農振地の見直しの会議がございました。37万㎡だったですかね、見直しがあるということで、やはりですね、先人たちが頑張っていた田畑でございますが、今になりますとですね、高齢化、離農者が続出しましてですね、そういう荒廃地が増えているような状況でございます。今後ですね、私たち農地パトロールを頑張りますとですね、荒廃地でないようなですね、町にしていくならばと考えるところでございます。どうぞ皆さん方にもよろしくお願ひしときます。

それでは、今日は一日ご苦労かけます。よろしくをお願いします。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条によりまして、以降の議事の進行は、会長をお願いいたします。

発言しようとする際は、議長の許可を受けなければならないとなっております。

また、携帯電話につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、議事に入ります。

まず、議事録署名人を指名いたします。今回は議事録署名人として、5番、原委員、6番、山本委員を指名いたします。よろしくようお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、審議に入りたいと思います。

第23号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの内容の説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。第23号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転の許可申請についてご説明いたします。

1番から4番が同一の申請になり、1番と2番、そして3番と4番がそれぞれの土地の持ち分の所有権移転に関する申請になります。

受付日、平成30年9月12日、申請番号100号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。それぞれ持ち分の移転分は4分の1ずつとなっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。第23号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく、所有権移転許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

1番、松本委員、お願いいたします。

○1番（松本 泰典君） はい。1番の松本です。9月末に事務局のほうと推進委員の末竹さんと現地確認に行っていました。現地は、〇〇〇館のすぐ近所です。この売買に関しては多分問題ないと思いますけど、なんか土地が名義人が何人かちょっと複雑におられて、そここのところは農業委員としては関係することじゃないかなあとは思います。売買に関しては問題ないと思います。以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

事務局、委員さんの説明が終わりました。

この件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。ございませんか。

(なしの声)

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第23号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第23号議案は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第24号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第24号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番と2番は、同一の申請になります。権利の種類は所有権移転、受付日、平成30年9月20日、申請番号105号、土地の所在等は記載のとおりです。転用の目的は、一般個人住宅の建設となっております。また、持ち分はそれぞれ2分の1ずつの許可申請となっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

第24号議案は、農地法第5条第1項の規定に基づく転用許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員さんよりの補足説明をお願いいたします。

4番、矢野委員、お願いいたします。

○4番（矢野 房幸君） はい。4番、矢野です。

9月26日に事務局、上田さん、島崎推進委員、3名で現地確認に行っていました。現地はですね、南関インターからバイパスのようになっておりますが、あの方向に行って、〇〇〇のほうに右折していったすぐ十字路ですね、あれを左に左折して何メートルですか、50メートルぐらい先の右側になります。今ちょっと雑草が少し茂ったような状態になっておりますが、隣が〇〇〇がありまして、その横が、現地の横が〇〇〇がありまして、横に里道の少し走った隣は人家です。何も問題ないと思います。審議よろしく申し上げます。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。

事務局、委員さんの説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

○副会長（竹島 久利君） はい、一つ質問（はいの声）事務局よかですか。（はいの声）あのですね、今、会長とちょっと話をしましたけど、譲渡人がですね、この申請は、この前登記してから1年半ぐらいしか経ってないところで、今後5年間、前は農地取得してから5年間は譲渡できない、ほかの形には変換できないという決まりじゃないけど、そういうあれがあったんですけど、今、これをすればまだ1年半しか経ってないもんで、今後こういう問題が出れば、何かあれしとかんちゃよかるかて思うてちょっと心配しておりますけど、どんなふうですかね。

○事務局（上田 賢君） その件に関しましてはですね、また先日、別の土地のときに県のほうからもちょっと指摘がありましたので、県の農業会議のほうにちょっと相談を申し上げたことがあります。

その際のご返答としては、確かに昔は、例えば5年小作はほかのものにするといかんとか、売り渡すことはならんとか、市町村によっては3年3作といわれてるようなところもあるんですけども、それが具体的に決まりが設けることはなかなか困難じゃないかと。

ただ、例えば今後ですね、こういったことがあった場合、3条で例えば購入しといて、すごい短期間で売買とかをされる場合には、そもそも農地法3条で買うのは、農地を農地として扱うことが申請の条件になっておりますので、何でそれができなくなったかの理由書等は求めることができるんじゃないかなと思っております。

ただ内規のほうで、例えば絶対に認めないとかということが可能かどうかについてはですね、今後農業会議のほうとまたですね、ちょっと調整をさせていただいて、またこちらの総会のほうでご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。（はいの声）はい、どうぞ。

○9番（北原 照代君） 私もこの質問にはちょっと関心持ってました。前はね、本当、農地を農業しようといって農地の取得をするのに、点々と買うのはどうやって耕作されるのかなあとと思ってね。結局転用が今回だけじゃなくて何回かあがってきたですよ。ああ、もう今はこれでいいんだなあ。以前はやっぱりちょっと誓約書みたいなのを作ってたんですよ。（ありましたの声）5年とか3年間農業をしますよ。県にも申請してもらって、それは県のほうにあげずにこっちだけで確認、保管してたんですよ。そうやってすぐ転用というのは出てこなかったんですけど、今最近多いなあと思ってね。その農地ですね、3条の申請というのが何もなくなってないもん、農業してないもんね。農業するから3条で農地を取得する申請だと思うけど、転用するならばもうすぐね、この5条であげるべきじゃなからうかなあと思

って、ちょっと私も・・・。

○副会長（竹島 久利君） だからですね、法的手段はないわけですよ。ただ南関町のほうでそういうその全体的な決まりを作っとかんと、じゃあこういう問題が今から出てくるということですね。

○6番（山本 精武君） この譲渡人の人も農業者じゃないけんね。

○議長（松村 公正君） 大体がそういうこっでな、目的が目的で・・・しとるけん、何か規制ばせんとしゃが、まだそがんとがますますひどなって思うたいな。（そうですねの声）

○事務局（上田 賢君） 実際、今回の申請者の方にはですね、そういった指摘が県からあったことは伝えておまして、今後はするならばですね、もう一発目から、例えば5条でいくつもりなら5条で出すようにしてくれと。3条とかを1回はさむと話がおかしくなりますよと。その3条ばはさんだけんていうて、何といたしますかね、許可がスムーズにいくとかということとは当然ないですし、自己所有地やけんが転用がスムーズということもないですし、そこはどっちにしても法律の縛りで許可の基準が決まっていますので、その旨は一度話をしております。なので一応それ以降はですね、3条をはさむというのとはなくなっている状態になっています。だから、それ以前に3条で購入された分が幾つか出てきたというのは、実際はあるんですけども、一応その後、3条でいったん取得するようなやつについてはあがってきていない状態ではあります。

○6番（山本 精武君） この人の場合は、いたる所にね、こういう前例があるけんね、これを簡単に許していきよったらねえ、やっぱりちょっと問題じゃあると私も思います。

○事務局（上田 賢君） なので、確かに私が前おったときも北原委員のほうから今、ご説明ありましたように、誓約書等々が3条の許可申請に付いておりました。ただ、おそらくその後、何といたしますか、申請書類の適正化を図るうえで、そういった書類を求めることが多分ままならんごつなつたんじゃないかなあと、ちょっと今になっては推測するところです。なので、ちょっとまた繰り返しになりますけど、先ほどご説明申し上げましたとおり、誓約書とか、例えば、不許可にすることができるのかとか、または、そういった基準を設けることができるのか等についてですね、県のほうや農業会議のほうにちょっと相談をして、またご報告をさせていただきたいと思います。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

やはりですね、もうわかっとれば5条で買うてもらおうとですね、問題なかと思います。やはりこがん3条をはさんだ中ですね、いくとしゃが、全然おそらくここ

も耕作はされとらんで思うとですよ。何か1作でんされとんなら話は別ばってんが、おそらく商売の方だけんですね、やっぱりそういうふうな指導をしながらですね、やっていただきたいと思います。

ほかにございませんか。

(ありませんの声)

○議長(松村 公正君) ないようでございますので、採決いたします。

第24号議案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(松村 公正君) 異議なしと認め、第24号議案は、原案のとおり許可相当であると意見決定いたします。

続きまして、第25号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局(上田 賢君) はい、事務局より説明申し上げますが、議案に入ります前に、すみません、議案書の訂正のほうをお願いいたします。

2番のですね、借人のほうの氏名が〇〇〇さんになっておりますが、すみません、これは息子さんの〇〇〇さんの誤りでしたので、訂正のほうをお願いいたします。(〇〇〇てどがん書くとの声) 〇〇〇というか、〇〇〇です。よろしいでしょうか。(これは何ね、ここに置いてあつとはの声)

それと机の上に置いてありました利用集積計画の分は、それは差し替えになりますので差し替えといってください。一部誤りがあったので。

それではすみません、説明のほうに入らせていただきます。

第25号議案、「農地利用集積計画の承認について」ご説明いたします。

1番、利用権等の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、面積は2,259㎡、中間管理機構の特例事業による売買となります。

2番、利用権の種類は使用貸借権、貸人、借り人、土地の所在等は記載のとおり、面積は973㎡、期間は5年間となっております。

3番から205番までは、中間管理事業による公社との貸借になります。利用権の種類がですね、すみません、一括で説明させていただきます。利用権の種類が、使用貸借権で、期間が5年のものについては1筆で903㎡、10年のものについては101筆で106,022㎡となっております。また、賃借権で、期間が5年のものについては、4筆で4,879㎡、10年のものについては、97筆で、152,343㎡となります。土地の所在等は記載のとおりとなっております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。第25号議案は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画74件でございます。

事務局からの説明が終わりました。

この件につきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。（はいの声）はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。これはなんか〇〇〇の（〇〇〇の法人化の声）賃借権と使用権設定はどうしてわかるってですか。

○事務局（上田 賢君） 法人の中で土地を貸し借りをする中でですね、やっぱり利用価値が高いところとか、と、やっぱり日当たりや土地の条件が悪いところをそれぞれ役員さんとか、推進委員さんの中でランクづけをされて、それで納得されてるところについての貸し借りが今回行われているような形になっております。なのでそれぞれ金額等、田んぼ、畑で金額をそれぞれ全部で3人、田んぼで3段階、畑で2段階に分けてランクづけをされました。それぞれで今回のやつは契約があがっているような形になっております。

○1番（松本 泰典君） それと何ですか、期間、10年と5年はどういう意味。

○事務局（上田 賢君） はい。5年のものについてはですね、お一人のご名義の方の分になるんですけども、こちらは土地の所有者の方がですね、亡くなられてお亡くなりになって、相続の登記が済んでいなかった。相続人全員からですね、同意の印鑑をもらうことができれば、期間については長くできるんですけども、所有権のうちの2分の1を超える分の同意を得られた方の分については、5年間までの契約となっております。なので今回の5年間の分については、全員からの同意が得られずに、所有者のうち2分の1を超える方の分から同意を得られたということで、5年間の契約をされているというような形でございます。

○1番（松本 泰典君） はい、わかりました。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。ございませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第25号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第25号議案は、原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） それでは、その他の報告、事務局ございますか。

○事務局（上田 賢君） 今、お手元のほうにですね、簿記と青色申告を始めましょうというチラシを置かせていただいております。こちらに関しましては、県の担い手育成総合支援協議会のほうからチラシの配布があつておるんですけども、来年の1月からですね、収入保険制度というものが開始されます。こちらに関しましては、認定農業者の方とかは、研修とかでお話は聞かれているかと思うんですけども、いふなれば収入を保障するための保険が始まりますというところが、一番大きな説明になるかなあとと思います。

ただ要件といたしましては、青色申告のほうをしていることが条件となっております。それで今回このチラシをですね、委員さん方にはちょっと把握をしていただいといて、またお近くの農業者の方とかにですね、ご相談があつた場合にはご説明をしていただければなあとと思います。

また、細かいご説明とかが必要な場合はですね、税務署やこちらの熊本、ちょっと一番後ろの面にあるんですけども、今年から始まりました熊本農業経営相談所というところがですね、相談に乗っていただけるかと思しますので、そちらにご相談をしていただければいいと思います。

また、青色申告の開始の仕方についてはですね、税務署のほうに届出等が必要になっておりますので、そちらのほうのご説明もよければお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

（雑談）

○議長（松村 公正君） ほかには何かなかですか。

○事務局（上田 賢君） はい、特にあととはございません。

○9番（北原 照代君） これは事務局、もらつていいですかね、冊子のほうは。

○事務局（上田 賢君） はい、持つていつていただければ。

○議長（松村 公正君） それでは、皆さんにお諮りいたします。本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、処理することいたします。

本日は慎重審議ありがとうございます。

まだ早かけん、頑張つて帰つてから稲刈りをお願いします。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長（東田 彰夫君） それでは、閉会を副会長、お願いします。

○副会長（竹島 久利君） 起立。これをもちまして第7回の農業委員会総会を閉会し

ます。礼。

-----○-----

閉会 午前9時55分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人